

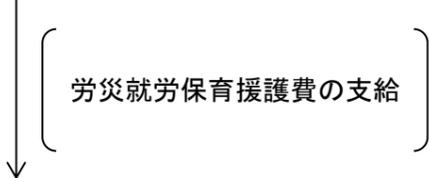
平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

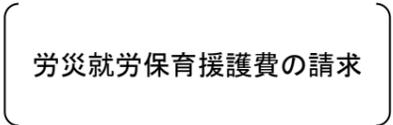
事業名	労災就労保育援護経費		担当部局庁	労働基準局労災補償部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和54年度		担当課室	労災管理課		木暮 康二		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		施策名	Ⅱ 2 4 労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	労災就学援護費の支給について(昭和45年10月27日基発第774号)、労災就学等援護費支給要綱(昭和45年10月27日基発第774号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災労働者の遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる者に、以下の労災就労保育援護費を支給するもの。 ・保育を要する児童・・・12,000円(一人月額)							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	83	78	74	66	75	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	83	78	74	66	75	
		執行額	74	68	71			
	執行率(%)	89.2%	87.2%	95.9%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値(24年度)
	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。。		成果実績	%	—	—	82.19%	80%
			達成度	%	—	—	103%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。 ※本経費は被災労働者の遺家族の請求に基づき労災就労保育援護費を支給するものであり定量的な活動指標を示すことは困難である。		活動実績	(当初見込み)	—	—	—	—
					—	(—)	(—)	(—)
単位当たりコスト	— (円/)		算出根拠	—				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	労災就学等援護費	66	75	給付見込みの増による増加				
計	66	75						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	業務上の事由又は通勤による死亡労働者や重度障害者の遺家族のなかには、その就労のため、被災労働者の子を保育所、幼稚園等に預ける必要のあるものもあることから、これら保育に係る費用を援護するため本事業が設けられているものであるため、広くニーズがあり優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	本事業は、労災による被災者及びその遺家族援護のための事業であることから、労災保険を管掌する国が実施すべき事業である。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	—
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	—
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	—
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	本事業は、労災による被災者及びその遺家族援護のための事業であることから、受益者との負担関係は妥当である。
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	本事業は、支給対象者から申請があった際に、審査し、支給する事業であることから、労災就学等援護費は最低限必要な費目・使途である。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために、実行性の高い手段となっていると考えられる。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	平成23年度から成果目標を設定しているが、平成23年度成果実績は82.19%、達成度100%である。
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	国家公務員災害補償制度及び地方公務員災害補償制度について類似の事業があるが、それぞれ対象者が異なり、適切な役割分担となっている。
		※類似事業名とその所管部局・府省名 就労保育援護金 (人事院、総務省)	
—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	
点検結果	<p>労災就労保育援護費は、保育に係る費用の一部を援護することにより保育を要する児童を抱える労災年金受給者又はその家族の就労を促進し、被災労働者及びその遺家族等の援護を図るために支給しているものであり、労災保険法における社会復帰促進等事業として、国が当該給付を行う義務を負うものである。</p> <p>また、支給額についても、国共済等との均衡等を考慮して定められており、本事業の支給額のみを変更することは、官民格差を生じさせるため、適当ではない。当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	被災労働者の遺族等の援護を図るための事業であり、本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
—			
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
—			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	660-12	平成23年行政事業レビュー	0987

厚生労働省
71百万円
(平成23年度執行額)



A. 被災労働者の遺家族
71百万円



資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

A.被災労働者の遺家族			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
労災就学等援護費	労災就労保育援護費	71			
計		71	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者の遺家族	労災就労保育援護費の請求	71		